

# 木造住宅の耐震化を進めよう

第2期桐生市耐震改修促進計画に基づいて、新耐震基準以前の木造住宅耐震化のために木造住宅の耐震診断を行い、その結果に応じて改修費などの補助を実施します。

対象住宅 昭和56年5月31日以前着工の在来軸組み工法で建築した地上2階建て以下の住宅（併用住宅は住宅部分の床面積が2分の1以上のもの）  
対象者 対象住宅に居住する住宅の所有者で、市税を滞納していない人

申し込み 木造住宅耐震診断

は6月20日（水）午前10時から、耐震不足の住宅に対する改修費用などの補助（①）は6月27日（水）午前10時から市役所4階の建築指導課へ。各事業とも受け付け順に審査のうえ、実施対象者を決定します。

木造住宅耐震診断  
募集戸数 10戸程度で予算の範囲内

費用 診断は無料ですが、診断技術者の交通費として

10000円が必要です。また、資料（建築確認通知書および案内図・平面図）が無い人は、図面作成料として、実費（9000円程度）の負担をお願いいたします。

耐震不足の住宅に対する改修費用などの補助

対象住宅 上記の対象住宅で、耐震診断の結果、上部構造評点が1・0未満の住宅  
募集戸数 ①次の①から④までの補助合計額で予算の範囲内補助内容

①木造住宅耐震補強工事補助  
上部構造評点1・0以上になるための耐震補強工事および工事監理に要する費用の2分の1以内で、限度額は100万円。

②簡易耐震改修工事補助  
地上2階建ての住宅で、一階の上部構造評点が1・0以上となるものや、屋根の全てを重い屋根から軽い屋根にふき替えるものなどの工事および工事監理費用の2分の1以内で、限度額は50万円。

③耐震補強工事（従前改修）補助  
②の簡易耐震改修工事から

引き続き行う耐震補強に伴う工事および工事監理に要する費用の2分の1以内で、すでに交付された補助額と①の限度額の差額を限度とする。ただし②の工事と重複する部分を除く。

④耐震シェルター等設置工事補助  
生命を守る空間を確保するため、住宅内に耐震シェルター等を設置する工事に要する費用の2分の1以内で、限度額は25万円。  
問い合わせは、建築指導課建築審査係（☎内線673）へ。

## 第18回けんこうまつり

健康チェックや各種健康相談のほか、楽しいイベントがたくさんあります。家族みんなで楽しみながら、健康に磨きをかけましょう。

問い合わせは、健康づくり課成人保健係（☎47-1152）へ。

期日 = 6月17日（日）

時間 = 午前10時～午後2時

場所 = 保健福祉会館（末広町）

健康チェックコーナー



骨密度・握力・肌水分などの測定、俊敏性テスト、手洗い・歯磨きチェック、お子さんの身体計測など

食育コーナー

すいとん試食、食農食育紙芝居、食育かるた、野菜計量クイズ、献立レシピ配布など

その他のコーナー

ウォーキング教室、お子さんの手型足型とり、血管柔軟アップ体操、心も体もすっきりヨガ、笑って楽しい脳トレ講座、筋肉のマメ知識、発電体験※ぐんまちゃん、キノピーも登場します。

物販コーナー

新鮮なとれたて野菜など、新里・黒保根町の地元特産品の販売、福祉ショップ4店舗による手作りケーキ、クッキー、野菜の加工品木工製品販売など

子どもフェスタも同時開催します

パネルシアター、おもちゃづくり、手遊び、市内子育て施設パネル紹介のほか、午前10時から午後4時まで子育てサロン室を開放します。

子どもフェスタに関する問い合わせは、子育て支援センター（☎46-5031）へ。

## 年金受給者が所在不明となった場合には届け出を

年金の受給者が所在不明となって1か月以上経過した場合、世帯員（住民票上の世帯が同一の人）は所在不明である旨の届け出が必要です。生存の事実が確認できない場合は、年金の支払いが一時止まります。

また、所在が明らかになった時は、年金の支給再開の手続きが必要です。

問い合わせは、市民課年金係（☎内線273）または桐生年金事務所（☎44-2311）へ。

## 国民年金保険料

### 納め忘れはありませんか

保険料を未納のままにしておくと、将来受ける年金額の減額や、年金が受け取れないなどの場合があるほか、障害年金や遺族年金が受けられなくなる可能性があります。

保険料の納付には口座振替の「早割」がおすすめです。

通常の振替日は翌月末ですが、申し出により当月末振替の「早割」にすることで、1か月当たりの保険料が50円割引になります。

一度手続きをすれば、毎月の保険料が指定の預金口座か

ら定期的に引き落とされるので、納め忘れがなくなります。また、6か月分、1年分、2年分をまとめて前納するときらにお得です。

なお、桐生年金事務所では、毎週月曜日（祝日の場合は火曜日）は午後7時まで、第2土曜日は午前9時30分から午後4時まで年金相談窓口を開設しています。

問い合わせは、市民課年金係（☎内線273）または桐生年金事務所（☎442311）へ。

## 施設サービス利用時の食費・居住費を軽減

介護保険で施設サービスや短期入所サービスを利用する際の食費や居住費は自己負担ですが、要件を全て満たす人は負担限度額まで自己負担が軽減されます。なお、負担段階の判定に用いる収入には、非課税年金収入額も含まれます。

問い合わせは、長寿支援課介護管理給付係（☎内線390～392）へ。

### 軽減の要件

- ①世帯全員が市民税非課税である
- ②施設入所などで世帯分離をしている配偶者（内縁関係の人を含む）も市民税非課税である
- ③本人および配偶者（内縁関係の人を含む）が所有する預貯金などの資産の合計金額が、2,000万円以下（配偶者がいない人は、1,000万円以下）である

### 軽減対象者は手続きを

軽減対象となる人は、介護保険の被保険者証、本人および配偶者の預貯金などの資産が分かる物（通帳や有価証券など）の写し、印、マイナンバーカード（または通知カードと本人確認書類）を持参し、市役所1階の長寿支援課または新里・黒保根支所市民生活課で手続きをしてください。

「介護保険負担限度額認定証」を交付します。

平成30年度分（有効期間は8月1日から平成31年7月31日まで）の申請は、7月3日（火）から受け付けます。

### 更新対象者は手続きを

すでに介護保険負担限度額認定証を交付されている人は、7月31日（火）が有効期限ですので、更新の手続きが必要です。

更新対象の人には、7月上旬に更新申請書類を郵送します。要件に全て該当する人は、申請書など必要書類を8月31日（金）までに、市役所1階の長寿支援課または新里・黒保根支所市民生活課に提出してください。

## 後期高齢者医療被保険者証・国民健康保険高齢受給者証簡易書留でも郵送できます

後期高齢者医療被保険者証と、国民健康保険高齢受給者証（国民健康保険の70歳から74歳までの人）について、引き続き対象となる人には、それぞれ新しい有効期限のものを毎年7月中旬に郵送しています。

通常、後期高齢者医療被保険者証は被保険者ごと、国民健康保険高齢受給者証は世帯ごとに普通郵便で郵送していますが、希望者には簡易書留での郵送をしています。

簡易書留での郵送を希望する人は、6月1日（金）から29日（金）までの間（土・日曜日は除く）に、電話で申請してください。申請は毎年必要です。

問い合わせは、後期高齢者医療被保険者証が医療保険課医療助成係（☎内線272）、国民健康保険高齢受給者証が医療保険課国保係（☎内線256）へ。

## 不妊・不育症治療費の一部を助成します

対象Ⅱ法律上の婚姻関係にあり、医療保険に加入し、申請日に市税の滞納がなく、1年以上前から継続して市内に居住している人。

治療期間Ⅱ4月1日～平成31年3月31日

不妊治療費助成金Ⅱ保険診療一部負担金と保険適用外医療費の2分の1で、上限10万円。

ただし、「群馬県不妊に悩む方への特定治療支援事業」の助成を受けた場合は、対象医療費総額から県の助成額を差し引いた額の2分の1で、上限10万円。申請は、同じ年度内で1回、通算5回まで。

不育症治療費助成金Ⅱ保険診療一部負担金と保険適用外医療費の2分の1で、上限20万円。申請は、同じ年度内で1回、通算5回まで。

申し込みⅡ申請書を直接保健福祉会館（末広町）1階の健康づくり課または新里・黒保根保健センターへ。申請用紙は、各受付場所、市ホームページにあります。

問い合わせは、健康づくり課（☎471152）へ。